

2022年4月26日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
西川晋司

2022年 夏季一時金に関する要求書

WHOが2020年3月にパンデミック宣言を行ってから2年以上が経過しましたが、依然として新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るい続けており、日本では6波にも及ぶ感染拡大が繰り返され、未だにパンデミックの収束を見通すことができない状況にあります。これまで経験したことのない事態が続く中、都の職員は、どんな困難な状況であっても、都民の命を守り、暮らしを支え、公共交通や水道・下水道のライフラインを維持し、公教育を充実させるため、日夜、使命感を持って様々な職場で懸命に働いています。

しかし、その一方で、都の職員は、2年連続して全ての職員の年末一時金が減額となるとともに、事実上6年連続して給料表の改定が見送られ、例月給が据置きとなりました。ウイルスの感染拡大が収束する兆しを見せない中で、感染症対策の業務は長期化し、職員は疲弊しています。私たちは、都で働く職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。使命感だけで働き続けることはできません。

全国で最も生計費を要する首都圏で暮らす職員は、ベースアップがないまま一時金が引き下げられ、実質賃金が減り続ける状況のもと、生活改善につながる大幅賃上げを切実に求めています。夏季一時金の支給月数を引き上げることは、組合員の強い要求です。

また、定年前と同様に働いて責任を果たしているだけでなく、若手職員に対して技術・技能を継承する役割を担っている再任用職員の夏季一時金の支給月数を定年前職員同様とするよう強く求めます。さらに、一時金の支給額そのものが少ない会計年度任用職員は、2020年の支給開始初年度から2年連続して行われた一時金の引下げによって、より大きな影響を受けています。常勤職員と一体となって都政を担っている会計年度任用職員の夏季一時金の支給月数を常勤職員と同様に引き上げるよう強く要求します。

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症への対策業務を続けながら、都の行政サービスを低下させないため懸命に働いている職員が、安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、全ての職員の夏季一時金を下記のとおり支給することを要求し、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 夏季一時金2.5月分を6月30日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記に対する回答を5月24日までに行うこと